

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年11月10日
【届出者の氏名又は名称】	穂田 誉輝
【届出者の住所又は所在地】	東京都渋谷区渋谷三丁目3番2号 渋谷MKビル4F
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区平河町一丁目5番15号 ビュレックス平河町1001区 山下総合法律事務所
【電話番号】	03 - 6268 - 9511
【事務連絡者氏名】	弁護士 山下 聖志
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、穂田誉輝をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社オウチーノをいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本の金融商品取引法で定められた手続き及び情報開示基準に従い実施されるものです。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年10月31日付で提出した公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、法第27条の8第1項の規定により、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(5) 本公開買付け後の株券等の追加取得予定

5 買付け等を行った後における株券等所有割合

第5 対象者の状況

6 その他

(1) 本第三者割当増資及び本自己株式処分の実施

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第1 【公開買付要項】

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

公開買付者は、平成28年10月28日、後述の本第三者割当増資及び本自己株式処分を組み合わせることにより、対象者の議決権の過半数の取得を目的として、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)マザーズ市場(以下「東証マザーズ」といいます。)に上場している対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)に対する本公開買付けを実施することを決定いたしました。なお、本書提出日現在、公開買付者は、対象者株式を所有していません。

公開買付者は、平成28年10月28日、対象者との間で投資契約(以下「本投資契約」といいます。)を締結することを決定いたしました。本投資契約の詳細は、下記「(3)本公開買付けに関する重要な合意等」の「本投資契約の概要」をご参照ください。

本書提出日現在、対象者株式は東証マザーズに上場しておりますが、公開買付者は、後述の本第三者割当増資及び本自己株式処分を組み合わせることにより対象者の議決権の過半数の取得を目的として行うものであること、及び、本公開買付け後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であること、また、応募を希望する株主の皆様にも株式売却の機会を提供する観点から、本公開買付けにおいては、公開買付者の本公開買付けによる取得分及び後述の本第三者割当による取得分並びに後述の本第三者割当増資による公開買付者が同意する者4名(堀口育代氏、林展宏氏、菅間淳氏及び館野祐一氏。以下、4名を総称して「顧問候補者ら」といいます。なお、公開買付者は顧問候補者らと過去に経営を担った経験を有しております。)の取得分に関して、本第三者割当増資による最小発行株式数を公開買付者と対象者との協議の上506,500株とし、仮に本公開買付けに対象者の発行済株式総数(1,288,500株)の全ての応募があった場合においても後述の本第三者割当増資後の株券等所有割合(以下「増資後株券等所有割合」といいます。(注1))が66.00%となるよう、買付予定数の上限を645,000株(所有割合(注2):50.06%)と設定しており、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の上限(645,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(中略)

(注1) 「増資後株券等所有割合」とは、対象者が平成28年8月10日に提出した第14期第2四半期報告書(以下「対象者第14期第2四半期報告書」といいます。)に記載された平成28年6月30日現在の総株主の議決権の数(11,880個)に、第三者割当により発行及び処分される対象者株式数(本公開買付けが買付予定数の上限で成立した場合であって、かつ、本自己株式処分により処分される対象者株式の数が50,100株(仮に、本公開買付けに対象者の発行済株式総数の全ての応募があった場合で、あん分比例の方式により計算した株数)であったときには、556,600株)に係る議決権数(前記括弧内の場合には、5,566個)を加算した議決権数(前記括弧内の場合には、17,446個)を分母として算出される割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しています。以下、別途の記載がある場合を除き、増資後株券等所有割合の計算において同じです。

(中略)

なお、上記(注1)から(注3)の計算式にて算出した本書記載の各株数に係る各割合を整理すると以下のとおりとなります。

分子	増資後株券等所有割合 (注1)	所有割合 (注2)	増資後完全希薄化 ベース持株割合 (注3)
	36.97%	50.06%	
	17.44%	23.61%	12.86%
	66.00%	89.37%	
	61.63%	110.17%	60.00%
	16.52%	22.37%	12.18%
	0.92%	1.24%	0.68%
	5.73%	7.76%	4.23%
	23.17%	31.37%	17.09%

買付予定数の上限(645,000株)

買付予定数の下限(304,200株)

本公開買付けが買付予定数の上限で成立した場合において、公開買付者及び顧問候補者らが所有することとなる対象者株式の合計数(1,151,500株)に係る議決権数(11,515個)

本公開買付けが応募合意株主及び対象者が所有する対象者株式の合計数(404,200株)のみで成立した場合において、公開買付者及び顧問候補者らが所有することとなる対象者株式の合計数(1,419,500株)

井端氏が所有する対象者株式の全て(288,200株)

井端まどか氏が所有する対象者株式の全て(16,000株)

対象者が所有する自己株式の数(100,000株)

応募合意株主及び自己株式の合計数(404,200株)

(中略)

また、対象者が平成28年10月28日に関東財務局長に提出した有価証券届出書(以下「対象者有価証券届出書」といいます。)及び同日に公表した「第三者割当による新株式発行及び自己株式の処分に関するお知らせ」(以下、対象者有価証券届出書と併せて「対象者有価証券届出書等」といいます。)によれば、対象者は、平成28年10月28日開催の対象者取締役会において、公開買付者及び顧問候補者らを割当予定先とし(但し、後述の本自己株式処分の割当予定先は公開買付者のみとなります。)、申込期間を平成28年11月28日から平成29年2月7日まで、払込期間を平成28年12月9日から平成29年2月8日までとする第三者割当の方法による、募集株式の発行(以下「本第三者割当増資」といいます。(注4))及び自己株式の処分(以下「本自己株式処分」といい(注5)、本第三者割当増資と併せて「本第三者割当」といいます。)について決議しているとのことです。なお、顧問候補者らを割当予定先とする第三者割当の方式による募集株式の引受けは、新規発行に係る株式を取得するものであることから「買付け等」に該当せず、従って、いわゆる別途買付け禁止規制(法第27条の5)の適用を受けません。

公開買付者は、本第三者割当に関して、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの結果を確認した上で、最大で927,800株(本第三者割当増資における公開買付者に対する募集株式の数(自己株式を除きます。))として対象者が決議した株式数(本公開買付けが応募合意株主が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式の合計数(404,200株)の応募のみで成立した場合)、最小で419,000株(本公開買付けにおいて応募株主の数が買付予定数の上限を超えた場合において発行される、本第三者割当における公開買付者に対する募集株式の数(自己株式を除きます。))。以下同じ。)(本公開買付けが買付予定数の上限(645,000株)で成立した場合)の範囲内で、本取引後において公開買付者及び顧問候補者らが所有することとなる対象者株式の合計数の増資後株券等所有割合が最大66.00%を超えない株式数について払込みを行う予定です。また、本自己株式処分における公開買付者に対する自己株式(最大100,000株、最小50,100株)の処分については、対象者が本公開買付けに応募する方法にて処分を行う予定です。他方、公開買付者は、本公開買付けが成立しなかった場合には、本第三者割当のうち公開買付者に係る払込みの全部を行わない予定です。そのため、公開買付者は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当における公開買付者に対する募集株式の数として対象者が決議した株式数(1,027,800株)のうち全部又は一部について払込みを行わない可能性があります。

(中略)

以下は、その場合の議決権に関する内容です。

(a) 公開買付者がその引き受けた募集株式の株主となった場合に有することとなる議決権の数は、最大で10,278個であり、本公開買付けにより、公開買付者が対象者株式404,200株(応募合意株主が所有する株式数及び対象者が所有する自己株式の合計数)を取得することとなる場合には、合計13,320個となります(注)。

(注) 公開買付者が本第三者割当増資及び本自己株式処分により所有することとなる対象者株式の最大数1,027,800株に係る議決権数10,278個に、上記の対象者株式404,200株(応募合意株主が所有する株式数及び対象者が所有する自己株式の合計数)に係る議決権数4,042個を加算した上で、両者の重複部分である対象者が所有する自己株式100,000株に係る議決権数1,000個を控除した個数となります。

(b) 上記(a)の募集株式に係る議決権数は、最大で10,278個であります。

(c) 引受人の全員がその引き受けた募集株式の株主となった場合における総株主の議決権数は、最大で23,033個であります(注)。

(注) 対象者第14期第2四半期報告書に記載された平成28年6月30日現在の総株主の議決権の数(11,880個)に、公開買付者が本第三者割当増資及び本自己株式処分により所有することとなる対象者株式の最大数1,027,800株に係る議決権数10,278個、並びに顧問候補者らが本第三者割当増資により所有することとなる対象者株式の合計87,500株に係る議決権数875個を加算した個数となります。

(中略)

(注4) 第三者割当増資は、発行価額が本公開買付価格と同額である1株当たり807円、公開買付者の本公開買付けによる取得分及び本第三者割当による取得分並びに本第三者割当増資による顧問候補者らの取得分を合わせて、増資後完全希薄化ベース持株割合にして60.00%(本公開買付けが応募合意株主が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式の合計数(404,200株)の応募のみで成立した場合)に、発行株式数が最大で1,015,300株(以下「最大発行株式数」といい、当該最大発行株式数の内訳は、公開買付者：927,800株、堀口育代氏、林展宏氏及び菅間淳氏：各25,000株、館野祐一氏：12,500株となります。)、発行価額の総額が819,347,100円(当該発行価額の総額は、最大発行株式数の全株式について払込みがあったものとして計算した最大値であります。)となります。他方、公開買付者の本公開買付けによる取得分及び本第三者割当による取得分並びに本第三者割当増資による顧問候補者らの取得分を合わせて、増資後株券等所有割合にして66.00%(本公開買付けが買付予定数の上限(645,000株)で成立した場合)に、発行株式数が最小で506,500株(以下「最小発行株式数」といい、当該最小発行株式数の内訳は、公開買付者：419,000株、堀口育代氏、林展宏氏及び菅間淳氏：各25,000株、館野祐一氏：12,500株となります。)、当該発行価額の総額が408,745,500円(当該発行価額の総額は、最小発行株式数の全株式について払込みがあったものとして計算した最小値であります。)となります。なお、本公開買付けにつき、応募株式数が404,200株(応募合意株主が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式の合計数)を超え、かつ645,000株(本公開買付けの買付予定数の上限)以下で成立した場合における、本第三者割当増資による公開買付者に対する発行株式数については、(i)増資後株券等所有割合が66.00%に達するまで(具体的には、応募株式数に係る議決権数が5,049個以下(応募株式数が504,999株以下)であったときは最大発行株式数(1,015,300株)に変動はないものの、()本公開買付け及び本第三者割当の結果増資後株券等所有割合が66.00%を超えることとなるとき(具体的には、応募株式数に係る議決権数が5,050個以上(応募株式数が505,000株以上)であったときは)、増資後株券等所有割合が66.00%を超えないよう最大発行株式数を100株単位で減じて発行されることとなります(具体的には、応募株式数に係る議決権数の5,049個からの増加分を 個とした場合、本第三者割当増資に係る最大の発行株式数(z株)は、以下の算式により算定されることとなります。)

$$z \text{ (株)} = 1,015,300 \text{ (最大発行株式数)} - y \text{ (最大発行株式数からの減少株式数)}$$

$$y \text{ (最大発行株式数からの減少株式数)} = \frac{x \text{ (個)} \times 100,000 - 93,165}{33,995} \times 100$$

(注) 「y」は100株単位とし、100株未満の部分は全て100株に繰り上げる。

(中略)

対象者有価証券届出書等によれば、本第三者割当により調達する資金(発行及び処分諸費用控除後の手取概算額)については、(i)銀行借入金の返済資金として約275百万円、()住宅・不動産関連ポータル事業に係るシステム投資として約388百万円、()住宅・不動産関連ポータル事業に係る人材投資として約225百万円にそれぞれ充当される予定であるとのこと。また、公開買付者において、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当における募集株式の数として対象者が決議した株式数のうち一部について払込みのない可能性があり、そのときには手取概算額は減額されることになることから、その場合は資金使途の優先順位()、()、(i)の順に使途を減額する予定とのこと。なお、本第三者割当の詳細については、対象者有価証券届出書等をご参照ください。

(訂正後)

公開買付者は、平成28年10月28日、後述の本第三者割当増資及び本自己株式処分を組み合わせることにより、対象者の議決権の過半数の取得を目的として、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)マザーズ市場(以下「東証マザーズ」といいます。)に上場している対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)に対する本公開買付けを実施することを決定いたしました。なお、本書提出日現在、公開買付者は、対象者株式を所有していません。

公開買付者は、平成28年10月28日付で、対象者との間で投資契約(以下「本投資契約」といいます。)を締結いたしました。本投資契約の詳細は、下記「(3)本公開買付けに関する重要な合意等」の「本投資契約の概要」をご参照ください。

本書提出日現在、対象者株式は東証マザーズに上場しておりますが、公開買付者は、後述の本第三者割当増資及び本自己株式処分を組み合わせることにより対象者の議決権について後述の本第三者割当増資後の株券等所有割合(以下「増資後株券等所有割合」といいます。(注1))で61.63%から66.00%までの取得を目的として行うものであること、及び、本公開買付け後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であること、また、応募を希望する株主の皆様にも株式売却の機会を提供する観点から、本公開買付けにおいては、公開買付者の本公開買付けによる取得分及び後述の本第三者割当による取得分並びに後述の本第三者割当増資による公開買付者が本公開買付け後における対象者の顧問への就任に同意する者4名(堀口育代氏、林展宏氏、菅間淳氏及び館野祐一氏。以下、4名を総称して「顧問候補者ら」といいます。なお、公開買付者は顧問候補者らと過去に経営を担った経験を有しております。)の取得分に関して、本第三者割当増資による最小の発行株式数(後述の本第三者割当増資により公開買付者及び顧問候補者らに発行される対象者株式数のうち最小のもの)を公開買付者と対象者との協議の上506,500株とし、仮に本公開買付けに対象者の発行済株式総数(1,288,500株)の全ての応募があった場合においても増資後株券等所有割合が66.00%となるよう、買付予定数の上限を645,000株(所有割合(注2):50.06%)と設定しており、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の上限(645,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(中略)

(注1) 「増資後株券等所有割合」とは、本公開買付け及び本第三者割当の結果新たに発行及び処分されることとなる対象者株式に係る議決権数を踏まえた株券等所有割合であって、具体的には、対象者が平成28年8月10日に提出した第14期第2四半期報告書(以下「対象者第14期第2四半期報告書」といいます。)に記載された平成28年6月30日現在の総株主の議決権の数(11,880個)に、本第三者割当により発行及び処分される対象者株式数に係る議決権数を加算した議決権数を分母として算出される割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しています。以下、別途の記載がある場合を除き、増資後株券等所有割合の計算において同じです。なお、本公開買付けが買付予定数の上限で成立した場合であって、かつ、本自己株式処分により処分される対象者株式の数が50,100株(仮に、本公開買付けに対象者の発行済株式総数(1,288,500株)の全ての応募があった場合で、あん分比例の方式により計算した株数)であったときには、本第三者割当により発行及び処分される対象者株式数は556,600株、その議決権個数は5,566個となり、これを前述の総株主の議決権の数(11,880個)に加算した議決権数17,446個を分母として算出されることとなります。

(中略)

なお、上記(注1)から(注3)の計算式にて算出した本書記載の各株数に係る各割合を整理すると以下のとおりとなります。

分子	増資後株券等所有割合 (注1)	所有割合 (注2)	増資後完全希薄化 ベース持株割合 (注3)
	36.97%	50.06%	
	13.81%	23.61%	12.86%
	66.00%	89.37%	
	61.63%	110.17%	60.00%
	12.51%	22.37%	12.18%
	0.69%	1.24%	0.68%
	4.34%	7.76%	4.23%
	17.55%	31.37%	17.09%

買付予定数の上限(645,000株)

買付予定数の下限(304,200株)

本公開買付けが買付予定数の上限で成立した場合において、公開買付者及び顧問候補者らが所有することとなる対象者株式の合計数(1,151,500株)に係る議決権数(11,515個)

本公開買付けが応募合意株主及び対象者が所有する対象者株式の合計数(404,200株)のみで成立した場合において、公開買付者及び顧問候補者らが所有することとなる対象者株式の合計数(1,419,500株)

井端氏が所有する対象者株式の全て(288,200株)

井端まどか氏が所有する対象者株式の全て(16,000株)

対象者が所有する自己株式の数(100,000株)

応募合意株主及び自己株式の合計数(404,200株)

(注) 「増資後株券等所有割合」の算定において、(i)分子が上記及びの場面では、分母に係る議決権の個数を17,446個として算定しています。これは、本公開買付けが買付予定数の上限で成立した場合であって、かつ、本自己株式処分により処分される対象者株式の数が50,100株(仮に、本公開買付けに対象者の発行済株式総数の全ての応募があった場合で、あん分比例の方式により計算した株数)であったときを想定したものです(本第三者割当により発行及び処分される対象者株式数は556,600株、その議決権個数は5,566個となり、これを前述の総株主の議決権の数(11,880個)に加算した議決権数が17,446個となります。)。また、()分子が上記の場面では、分母に係る議決権の個数を22,033個として算定しています。これは、本公開買付けが応募合意株主が所有する対象者株式の合計数(304,200株)のみで成立した場合を想定したものです(この場合、本第三者割当により発行される対象者株式数は1,015,300株(後述の最大発行株式数)、その議決権個数は10,153個となり、これを前述の総株主の議決権の数(11,880個)に加算した議決権数が22,033個となります。)。他方、()分子がそれら以外の場面(上記、及びの場面)では、分母に係る議決権の個数を23,033個として算定しています。これは、本公開買付けが応募合意株主及び対象者が所有する対象者株式の合計数(404,200株)のみで成立した場合を想定したものです(この場合、本第三者割当により発行及び処分される対象者株式数は1,115,300株(後述の最大発行株式数(1,015,300株)に応募予定の自己株式100,000株を加算した株式数)、その議決権個数は11,153個となり、これを前述の総株主の議決権の数(11,880個)に加算した議決権数が23,033個となります。)

(中略)

また、対象者が平成28年10月28日に関東財務局長に提出した有価証券届出書(以下「対象者有価証券届出書」といいます。)及び同日に公表した「第三者割当による新株式発行及び自己株式の処分に関するお知らせ」(以下、対象者有価証券届出書と併せて「対象者有価証券届出書等」といいます。)によれば、対象者は、平成28年10月28日開催の対象者取締役会において、公開買付者及び顧問候補者らを割当予定先とし(但し、後述の本自己株式処分の割当予定先は公開買付者のみとなります。)、申込期間を平成28年11月28日から平成29年2月7日まで、払込期間を平成28年12月9日から平成29年2月8日までとする第三者割当の方法による、募集株式の発行(以下「本第三者割当増資」といいます。 (注4))及び自己株式の処分(以下「本自己株式処分」といい(注5))、本第三者割当増資と併せて「本第三者割当」といいます。)について決議しているとのこと。なお、顧問候補者らを割当予定先とする第三者割当の方式による募集株式の引受けは、新規発行に係る株式を取得するものであることから「買付け等」に該当せず、従って、いわゆる別途買付け禁止規制(法第27条の5)の適用を受けません。

公開買付者は、本第三者割当に関して、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの結果を確認した上で、最大で927,800株(本第三者割当増資における公開買付者に対する募集株式の数(自己株式を除きます。)として対象者が決議した株式数であって、本第三者割当増資(後掲(注4))による公開買付者に対する最大の発行株式数(本公開買付けにおいて応募株券等の総数が404,200株(応募合意株主が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式の合計数)から504,999株までの数であった場合))、最小で419,000株(本公開買付けにおいて応募株券等の総数が買付予定数の上限を超えた場合(645,001株以上の応募があった場合)において発行される、本第三者割当における公開買付者に対する募集株式の数(自己株式を除きます。))の範囲内で、本取引後において公開買付者及び顧問候補者らが所有することとなる対象者株式の合計数の増資後株券等所有割合が最大66.00%を超えない株式数について払込みを行う予定です。また、本自己株式処分における公開買付者に対する自己株式(最大100,000株、最小50,100株)の処分については、対象者が本公開買付けに応募する方法にて処分を行う予定です。他方、公開買付者は、本公開買付けが成立しなかった場合には、本第三者割当のうち公開買付者に係る払込みの全部を行わない予定です。そのため、公開買付者は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当における公開買付者に対する募集株式の数として対象者が決議した株式数(1,027,800株)のうち全部又は一部について払込みを行わない可能性があります。

(中略)

以下は、その場合の議決権に関する内容です。

(a) 公開買付者がその引き受けた募集株式の株主となった場合に有することとなる議決権の数は、(i)最大で10,278個であり、本公開買付けにより、公開買付者が対象者株式404,200株(応募合意株主が所有する株式数及び対象者が所有する自己株式の合計数)を取得することとなる場合には、合計13,320個となります(注)。また、公開買付者がその引き受けた募集株式の株主となった場合に有することとなる議決権の数は、()最小で4,190個であり、これは本公開買付けにおける応募株券等の総数が買付予定数の上限(645,000株)を超えた場合であることから、当該645,000株に係る議決権数6,450個を加算し、合計10,640個となります。

(注) 公開買付者が本第三者割当増資及び本自己株式処分により所有することとなる対象者株式の最大数1,027,800株(本第三者割当増資(後掲(注4))による公開買付者に対する最大の発行株式数927,800株に、自己株式100,000株を加算した株式数)に係る議決権数10,278個に、上記の対象者株式404,200株(応募合意株主が所有する株式数及び対象者が所有する自己株式の合計数)に係る議決権数4,042個を加算した上で、両者の重複部分である対象者が所有する自己株式100,000株に係る議決権数1,000個を控除した個数となります。

(b) 上記(a)の募集株式に係る議決権数は、最大で10,278個、最小で4,190個であります。

(c) 引受人の全員がその引き受けた募集株式の株主となった場合における総株主の議決権数は、最大で23,033個(注a)、最小で17,446個であります(注b)。

(注a) 対象者第14期第2四半期報告書に記載された平成28年6月30日現在の総株主の議決権の数(11,880個)に、公開買付者が本第三者割当増資及び本自己株式処分により所有することとなる対象者株式の最大数1,027,800株に係る議決権数10,278個、並びに顧問候補者らが本第三者割当増資により所有することとなる対象者株式の合計87,500株に係る議決権数875個を加算した個数となります。

(注b) 対象者第14期第2四半期報告書に記載された平成28年6月30日現在の総株主の議決権の数(11,880個)に、公開買付者が本第三者割当増資及び本自己株式処分により所有することとなる対象者株式の最小数469,100株(公開買付者に対する本第三者割当増資による最小の発行株式数419,000株と公開買付者に対する本自己株式処分による最小の処分株式数50,100株との合計数)に係る議決権数4,691個、並びに顧問候補者らが本第三者割当増資により所有することとなる対象者株式の合計87,500株に係る議決権数875個を加算した個数となります。

(中略)

(注4) 第三者割当増資は、発行価額が本公開買付価格と同額である1株当たり807円で、(イ)本公開買付けにつき404,200株以上504,999株以下の応募があった場合には、公開買付者の本公開買付けによる取得分及び本第三者割当による取得分並びに本第三者割当増資による顧問候補者らの取得分を合わせて、発行株式数が最大で1,015,300株(以下「最大発行株式数」といい、当該最大発行株式数の内訳は、公開買付者：927,800株、堀口育代氏、林展宏氏及び菅間淳氏：各25,000株、館野祐一氏：12,500株となります。)、発行価額の総額が819,347,100円(当該発行価額の総額は、最大発行株式数の全株式について払込みがあったものとして計算した最大値であります。)となります。他方、(ロ)本公開買付けにつき645,001株以上の応募があった場合には、公開買付者の本公開買付けによる取得分及び本第三者割当による取得分並びに本第三者割当増資による顧問候補者らの取得分を合わせて、発行株式数が最小で506,500株(以下「最小発行株式数」といい、当該最小発行株式数の内訳は、公開買付者：419,000株、堀口育代氏、林展宏氏及び菅間淳氏：各25,000株、館野祐一氏：12,500株となります。)、当該発行価額の総額が408,745,500円(当該発行価額の総額は、最小発行株式数の全株式について払込みがあったものとして計算した最小値であります。)となります。なお、本公開買付けにつき、応募株式数が404,200株(応募合意株主が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式の合計数)を超え、かつ645,000株(本公開買付けの買付予定数の上限)以下で成立した場合における、本第三者割当増資による公開買付者に対する発行株式数については、(i)増資後株券等所有割合が66.00%に達するまで(具体的には、応募株式数に係る議決権数が5,049個以下(応募株式数が504,999株以下)であったときは最大発行株式数(1,015,300株)に変動はないものの、()本公開買付け及び本第三者割当の結果増資後株券等所有割合が66.00%を超えることとなるとき(具体的には、応募株式数に係る議決権数が5,050個以上(応募株式数が505,000株以上)であったときは、増資後株券等所有割合が66.00%を超えないよう最大発行株式数を100株単位で減じて発行されることとなります(具体的には、応募株式数に係る議決権数の5,049個からの増加分を1個とした場合、本第三者割当増資に係る発行株式数(z株)は、以下の算式により算定されることとなります。)

z (株) = 1,015,300(最大発行株式数) - y (最大発行株式数からの減少株式数)

y (最大発行株式数からの減少株式数) = $\frac{x(\text{個}) \times 100,000 - 93,165}{33,995} \times 100$

(注) 「 y 」は100株単位とし、100株未満の部分は全て100株に繰り上げる。

また、()本公開買付けにおける応募株式数が買付予定数の上限を超えた場合(645,001株以上の応募があった場合)には、あん分比例の方式により計算した株数につき株券等の買付け等に係る受け渡しその他の決済が行われることとなりますが、かかる場合においては、本第三者割当増資により公開買付者に対して発行される対象者株式数は419,000株となり、顧問候補者らに対して発行される対象者株式数(87,500株)と合計して506,500株(最小発行株式数)となります。なお、この場合、増資後株券等所有割合は、64.17%以上66.00%以下となります。

(中略)

対象者有価証券届出書等によれば、本第三者割当により調達する資金(発行及び処分諸費用控除後の手取概算額)については、(i)銀行借入金の返済資金として約275百万円、()住宅・不動産関連ポータル事業に係るシステム投資として約388百万円、()住宅・不動産関連ポータル事業に係る人材投資として約225百万円にそれぞれ充当される予定であるとのことです。また、公開買付者において、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当における募集株式の数として対象者が決議した株式数のうち一部について払込みのない可能性があり、そのときには手取概算額は減額されることになることから、その場合は資金使途の優先順位()、()、(i)の順に減額する予定とのことです。なお、本第三者割当の詳細については、対象者有価証券届出書等をご参照ください。

(5) 本公開買付け後の株券等の追加取得予定

(訂正前)

対象者有価証券届出書等によれば、対象者は、平成28年10月28日開催の対象者取締役会において、本第三者割当増資(前掲(注4))及び本自己株式処分(前掲(注5))について決議しているとのことです。公開買付者は、本第三者割当増資に関して、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの結果を確認した上で、最大で927,800株(本第三者割当増資における公開買付者に対する募集株式の数(自己株式を除きます。))として対象者が決議した株式数(本公開買付けが応募合意株主が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式の合計数(404,200株)の応募のみで成立した場合)、最小で419,000株(本公開買付けが買付予定数の上限(645,000株)で成立した場合)の範囲内で、本取引後において公開買付者及び顧問候補者らが所有することとなる対象者株式の合計数の増資後株券等所有割合が最大66.00%を超えない株式数について払込みを行う予定です。また、本自己株式処分における公開買付者に対する自己株式(最大100,000株、最小50,100株)の処分については、対象者が本公開買付けに応募する方法にて処分を行う予定です。他方、公開買付者は、本公開買付けが成立しなかった場合には、本第三者割当のうち公開買付者に係る払込みの全部を行わない予定です。そのため、公開買付者は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当における公開買付者に対する募集株式の発行数として対象者が決議した株式数(1,027,800株)のうち全部又は一部について払込みを行わない可能性があります。

(後略)

(訂正後)

対象者有価証券届出書等によれば、対象者は、平成28年10月28日開催の対象者取締役会において、本第三者割当増資(前掲(注4))及び本自己株式処分(前掲(注5))について決議しているとのことです。公開買付者は、本第三者割当増資に関して、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの結果を確認した上で、最大で927,800株(本第三者割当増資における公開買付者に対する募集株式の数(自己株式を除きます。))として対象者が決議した株式数であって、本第三者割当増資(前掲(注4))による公開買付者に対する最大の発行株式数(本公開買付けにおいて応募株券等の総数が404,200株(応募合意株主が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式の合計数)から504,999株までの数であった場合)、最小で419,000株(本公開買付けにおいて応募株券等の総数が買付予定数の上限を超えた場合(645,001株以上の応募があった場合)において発行される、本第三者割当における公開買付者に対する募集株式の数(自己株式を除きます。))の範囲内で、本取引後において公開買付者及び顧問候補者らが所有することとなる対象者株式の合計数の増資後株券等所有割合が最大66.00%を超えない株式数について払込みを行う予定です。また、本自己株式処分における公開買付者に対する自己株式(最大100,000株、最小50,100株)の処分については、対象者が本公開買付けに応募する方法にて処分を行う予定です。他方、公開買付者は、本公開買付けが成立しなかった場合には、本第三者割当のうち公開買付者に係る払込みの全部を行わない予定です。そのため、公開買付者は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当における公開買付者に対する募集株式の発行数として対象者が決議した株式数(1,027,800株)のうち全部又は一部について払込みを行わない可能性があります。

(後略)

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

(訂正前)

(前略)

(注5) 対象者有価証券届出書等によれば、対象者は、平成28年10月28日開催の対象者取締役会において、本第三者割当増資(前掲(注4))及び本自己株式処分(前掲(注5))について決議しているとのことです。公開買付者は、本第三者割当増資に関して、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの結果を確認した上で、最大で927,800株(本第三者割当増資における公開買付者に対する募集株式の数(自己株式を除きます。))として対象者が決議した株式数(本公開買付けが応募合意株主が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式の合計数(404,200株)の応募のみで成立した場合)、最小で419,000株(本公開買付けが買付予定数の上限(645,000株)で成立した場合)の範囲内で、本取引後において公開買付者及び顧問候補者らが所有することとなる対象者株式の合計数の増資後株券等所有割合が最大66.00%を超えない株式数について払込みを行う予定です。また、本自己株式処分における公開買付者に対する自己株式(最大100,000株、最小50,100株)の処分については、対象者が本公開買付けに応募する方法にて処分を行う予定です。他方、公開買付者は、本公開買付けが成立しなかった場合には、本第三者割当のうち公開買付者に係る払込みの全部を行わない予定です。そのため、公開買付者は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当における公開買付者に対する募集株式の発行数として対象者が決議した株式数(1,027,800株)のうち全部又は一部について払込みを行わない可能性があります。また、顧問候補者らによれば、本公開買付けが成立することを条件として、本第三者割当増資における顧問候補者らに対する募集株式の数として対象者が決議した株式数(合計87,500株)について払込みを行う予定とのことです。本公開買付けにおいて公開買付者が買付予定数の上限(645,000株)の買付け等を行い、公開買付者が本第三者割当増資につき419,000株の全部の払込みを行い、かつ、顧問候補者らが当該株式数(合計87,500株)の全部の払込みを行った場合、公開買付者及び顧問候補者らが所有することとなる株式数の合計は1,151,500株となり、当該株式に係る増資後株券等所有割合の合計は66.00%となります。なお、顧問候補者らは、法第27条の2第7項第2号の規定(株券等の買付け等を行う者との間で共同して当該株券等を取得することを合意している者)による特別関係者に該当する可能性があります。本書提出日現在、いずれも対象者の株券等を一切所有しておりません。

(訂正後)

(前略)

(注5) 対象者有価証券届出書等によれば、対象者は、平成28年10月28日開催の対象者取締役会において、本第三者割当増資(前掲(注4))及び本自己株式処分(前掲(注5))について決議しているとのことです。公開買付者は、本第三者割当増資に関して、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの結果を確認した上で、最大で927,800株(本第三者割当増資における公開買付者に対する募集株式の数(自己株式を除きます。))として対象者が決議した株式数であって、本第三者割当増資(前掲(注4))による公開買付者に対する最大の発行株式数(本公開買付けにおいて応募株券等の総数が404,200株(応募合意株主が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式の合計数)から504,999株までの数であった場合)、最小で419,000株(本公開買付けにおいて応募株券等の総数が買付予定数の上限を超えた場合(645,001株以上の応募があった場合)において発行される、本第三者割当における公開買付者に対する募集株式の数(自己株式を除きます。))の範囲内で、本取引後において公開買付者及び顧問候補者らが所有することとなる対象者株式の合計数の増資後株券等所有割合が最大66.00%を超えない株式数について払込みを行う予定です。また、本自己株式処分における公開買付者に対する自己株式(最大100,000株、最小50,100株)の処分については、対象者が本公開買付けに応募する方法にて処分を行う予定です。他方、公開買付者は、本公開買付けが成立しなかった場合には、本第三者割当のうち公開買付者に係る払込みの全部を行わない予定です。そのため、公開買付者は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当における公開買付者に対する募集株式の発行数として対象者が決議した株式数(1,027,800株)のうち全部又は一部について払込みを行わない可能性があります。また、顧問候補者らによれば、本公開買付けが成立することを条件として、本第三者割当増資における顧問候補者らに対する募集株式の数として対象者が決議した株式数(合計87,500株)について払込みを行う予定とのことです。本公開買付けにおいて公開買付者が買付予定数の上限(645,000株)の買付け等を行い、公開買付者が本第三者割当増資につき419,000株の全部の払込みを行い、かつ、顧問候補者らが当該株式数(合計87,500株)の全部の払込みを行った場合、公開買付者及び顧問候補者らが所有することとなる株式数の合計は1,151,500株となり、当該株式に係る増資後株券等所有割合の合計は66.00%となります。なお、顧問候補者らは、法第27条の2第7項第2号の規定(株券等の買付け等を行う者との間で共同して当該株券等を取得することを合意している者)による特別関係者に該当する可能性があります。本書提出日現在、いずれも対象者の株券等を一切所有しておりません。

第5 【対象者の状況】

6 【その他】

(1) 本第三者割当増資及び本自己株式処分の実施

(訂正前)

対象者有価証券届出書等によれば、対象者は、平成28年10月28日開催の対象者取締役会において、本第三者割当増資(前掲(注4))及び本自己株式処分(前掲(注5))について決議しているとのことです。なお、本第三者割当増資に関して、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの結果を確認した上で、最大で927,800株(本第三者割当増資における公開買付者に対する募集株式の数(自己株式を除きます。))として対象者が決議した株式数(本公開買付けが応募合意株主が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式の合計数(404,200株)の応募のみで成立した場合)、最小で419,000株(本公開買付けが買付予定数の上限(645,000株)で成立した場合)の範囲内で、本取引後において公開買付者及び顧問候補者らが所有することとなる対象者株式の合計数の増資後株券等所有割合が最大66.00%を超えない株式数について払込みを行う予定です。また、本自己株式処分における公開買付者に対する自己株式(最大100,000株、最小50,100株)の処分については、対象者が本公開買付けに応募する方法にて処分を行う予定です。他方、公開買付者は、本公開買付けが成立しなかった場合には、本第三者割当のうち公開買付者に係る払込みの全部を行わない予定です。そのため、公開買付者は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当における公開買付者に対する募集株式の発行数として対象者が決議した株式数(1,027,800株)のうち全部又は一部について払込みを行わない可能性があります。なお、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(1)本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けが成立し、公開買付者が本第三者割当により対象者株式を取得する場合には、本取引により、公開買付者は、会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当する可能性があります。この点、対象者有価証券届出書等によれば、平成28年10月28日開催の取締役会において、監査役3名(社外監査役3名)全員は、本第三者割当には必要性及び相当性が認められること、払込金額は特に有利な払込金額には該当しないこと、その他法令上必要な手続を経た上で実施される予定であること等を踏まえて、会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当する公開買付者に対する本第三者割当増資及び本自己株式処分による対象者株式の割当ては、適法かつ相当である旨の意見を表明しているとのことです。なお、仮に会社法第206条の2第4項に規定するところに従い総株主の議決権の10分の1以上の議決権を有する株主が本第三者割当増資及び本自己株式処分に反対する旨の通知がなされた場合には、同項に規定する株主総会決議が必要となる可能性があります。詳細は、当該公表文をご参照ください。

(訂正後)

対象者有価証券届出書等によれば、対象者は、平成28年10月28日開催の対象者取締役会において、本第三者割当増資(前掲(注4))及び本自己株式処分(前掲(注5))について決議しているとのことです。なお、本第三者割当増資に関して、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの結果を確認した上で、最大で927,800株(本第三者割当増資における公開買付者に対する募集株式の数(自己株式を除きます。))として対象者が決議した株式数であって、本第三者割当増資(前掲(注4))による公開買付者に対する最大の発行株式数(本公開買付けにおいて応募株券等の総数が404,200株(応募合意株主が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式の合計数)から504,999株までの数であった場合)、最小で419,000株(本公開買付けにおいて応募株券等の総数が買付予定数の上限を超えた場合(645,001株以上の応募があった場合)において発行される、本第三者割当における公開買付者に対する募集株式の数(自己株式を除きます。))の範囲内で、本取引後において公開買付者及び顧問候補者らが所有することとなる対象者株式の合計数の増資後株券等所有割合が最大66.00%を超えない株式数について払込みを行う予定です。また、本自己株式処分における公開買付者に対する自己株式(最大100,000株、最小50,100株)の処分については、対象者が本公開買付けに応募する方法にて処分を行う予定です。他方、公開買付者は、本公開買付けが成立しなかった場合には、本第三者割当のうち公開買付者に係る払込みの全部を行わない予定です。そのため、公開買付者は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当における公開買付者に対する募集株式の発行数として対象者が決議した株式数(1,027,800株)のうち全部又は一部について払込みを行わない可能性があります。なお、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(1)本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けが成立し、公開買付者が本第三者割当により対象者株式を取得する場合には、本取引により、公開買付者は、会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当する可能性があります。この点、対象者有価証券届出書等によれば、平成28年10月28日開催の取締役会において、監査役3名(社外監査役3名)全員は、本第三者割当には必要性及び相当性が認められること、払込金額は特に有利な払込金額には該当しないこと、その他法令上必要な手続を経た上で実施される予定であること等を踏まえて、会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当する公開買付者に対する本第三者割当増資及び本自己株式処分による対象者株式の割当ては、適法かつ相当である旨の意見を表明しているとのことです。なお、仮に会社法第206条の2第4項に規定するところに従い総株主の議決権の10分の1以上の議決権を有する株主が本第三者割当増資及び本自己株式処分に反対する旨の通知がなされた場合には、同項に規定する株主総会決議が必要となる可能性があります。詳細は、当該公表文をご参照ください。